

## 守口市空き家バンク制度実施要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、守口市内における空き家について広く情報を発信することにより、空き家の流通及び利活用を促進し、もって管理不全となる空き家の抑制及び定住の促進を図るために実施する守口市空き家バンク制度に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第1項に規定する空家等をいう。
- (2) 所有者等 空き家に係る所有権その他の権利により、当該空き家の売却又は賃貸を行うことができる権利を有する者をいう。ただし、媒介等を目的とした業務を行う者を除く。
- (3) 空き家バンク 所有者等が売却又は賃貸を行う意思のある空き家に関する情報を利用希望者に対し提供する仕組みをいう。
- (4) 利用希望者 空き家バンクの情報を受け、空き家の購入又は賃借を希望する者をいう。

(適用上の注意)

**第3条** この要綱は、空き家バンクに登録された空き家について、空き家バンク以外による空き家の取引を妨げるものではない。

2 市長は、物件の掲載内容、空き家に係る売買契約又は賃貸借契約その他空き家に関する交渉等については、一切関与しない。

(空き家の登録の申込み等)

**第4条** 空き家の登録を希望する所有者等は、守口市空き家バンク登録申込書兼誓約書及び守口市空き家バンク登録カードに市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。この場合において、所有者等は、宅地建物取引業者（宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者をいう。以下同じ。）との間に不動産の専属専任媒介又は専任媒介に関する契約（以下「媒介契約」という。）をあらかじめ締結しておかなければならない。

2 市長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容を確認し、適当であると認めるときは、守口市空き家バンク登録台帳（以下「登録台帳」という。）に登録するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は登録を行わないものとする。

（1）登録の申込みに係る物件が第2条第1号に定める空き家の要件に該当しないとき。

（2）第2条第2号の規定に該当しない者からの申込みによるとき。

（3）所有者等が守口市暴力団排除条例（平成25年守口市条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者と認められるとき。

（4）前3号に掲げるもののほか、市長が空き家バンクへの登録が適当ではないと認めるとき。

3 市長は、前項の規定による登録を行うことを決定したときは守口市空き家バンク登録通知書により、前項の規定による登録を行わないことを決定したときは守口市空き家バンク非登録通知書により所有者等に通知するものとする。

4 第2項の規定による登録の期間は、登録台帳への登録の日から起算して2年間（以下「登録期間」という。）とする。ただし、再登録することを妨げない。

5 市長は、第2項の規定による登録に際し、申込内容等の確認のため必要に応じて申込みに係る物件の現地確認を行うものとする。

（登録事項の変更の届出）

**第5条** 前条第3項の守口市空き家バンク登録通知書による通知を受けた者（以下「登録者」という。）は、登録事項に変更があったときは、速やかに守口市空き家バンク変更届出書を市長に提出しなければならない。

（登録者の責務）

**第6条** 登録者は、登録台帳に登録されている空き家（以下「登録物件」という。）の売買若しくは賃貸借の契約が成立したとき又は登録物件の売買若しくは賃貸借に困難な事由が生じたときは、速やかに守口市空き家バンク登録取消申出書を市長に提出しなければならない。

2 登録者は、登録物件周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、登録物件の適切な管理に努めなければならない。

（登録の取消し）

**第7条** 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第2項の規定による登録を取り消し、守口市空き家バンク登

録取消通知書により当該所有者等に通知するものとする。

- (1) 登録期間を経過したとき。
- (2) 登録内容に虚偽があったとき。
- (3) 登録物件の売買又は賃貸借に関する契約が成立したとき。
- (4) 登録者が媒介契約を解約したとき。
- (5) 登録者の媒介契約の期間が満了したとき。
- (6) その他市長が適当でないと認めたとき。

(空き家所有者等の同意)

**第8条** 登録者と媒介契約を締結した宅地建物取引業者（以下「取引事業者」という。）は、この要綱に規定する手続を所有者等に代わって行おうとするときは、当該所有者等の同意を得て行わなければならない。

(情報提供)

**第9条** 市長は、登録物件の情報（登録者の氏名や住所等の個人情報を除く。次項において「物件情報」という。）を、市ホームページや市役所担当部署窓口、大阪版・空家バンク及び全国版空き家・空き地バンクなどにおいて掲載するなどにより、広く周知を図り、空き家と利用希望者のマッチングを促進するための情報発信を行うものとする。

2 取引事業者は、物件情報を自らの店舗又はホームページに掲載するなど、広く情報発信に努めるものとする。

(個人情報の保護)

**第10条** 登録者、利用希望者及び取引事業者は、空き家バンクにおける個人情報の取扱いについて、次の各号に定める事項に留意のうえ適正に取り扱うものとし、登録が取り消された後においても、同様とする。

- (1) 個人情報を他に漏らし、又は自己の利益若しくは不当な目的のために取得し、収集し、作成し、及び利用しないこと。
- (2) 個人情報をき損及び滅失することのないよう適正に管理すること。

(補則)

**第11条** この要綱に定めるもののほか、空き家バンク制度実施に関し必要な事項は、空き家バンク主管部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年11月1日から施行する。